

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成24年4月

1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長瀬町	51.2歳	4人	244,800円	252,775円	249,675円	—	—	—	—
うち 調理員	*	2人	*	*	*	調理士	41.7歳	271,400円	—
その他	*	2人	*	*	*	—	—	—	—
埼玉県	53.8歳	523人	361,684円	418,408円	400,573円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.2歳	7人	269,018円	289,541円	279,926円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長瀬町	3,947,500円	—	—
うち 調理員	*	3,715,300円	—
その他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20年～平成22年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としています。

(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としています。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を
合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれてない
ことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 技能労務職のラスパイレース指数

年 度	ラスパイレース指数
平成22年	88.3
平成23年	89.2

※ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、適正な給与制度・運用になるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

3 具体的な取組内容

平成18年4月1日に給与構造改革を行い、給料表については、国家公務員行政俸給表(二)と同じ表を適用している
ので引き続きこれを継続していきます。各種手当についても見直しを図ります。

4 その他

技能労務職の職については民間委託・指定管理者制度の導入等を検討していきます。